

熊本県地産地消協力店募集・指定実施要項

第1 目的

地産地消の趣旨に賛同し、熊本県で生産された農林水産物（熊本県で生産された農林水産物を利用し県内で加工された産品を含む。以下「県産品」という。）を販売する販売店及び県産品を使用する飲食店を募集し、地産地消協力店として指定し、広く生産者と消費者の橋渡しの役割を担っていただくことにより、地産地消の取組を推進する。

＜地産地消の趣旨＞

地域で生産した物を地域で消費することを一般的に「地産地消」と定義しているが、熊本県では、農林水産物をはじめ、伝統文化、地域文化、健康、環境など地域の魅力を生かすことにより、生産者と消費者の交流を通じて、より暮らしやすい豊かな生活や活力に満ちた地域の実現を目指すための取組と位置付けている。

第2 応募していただきたい店舗

＜販売店＞

県内に所在する直販所、物産館、量販店、百貨店、スーパーマーケット、小売店（インターネット販売を行う事業者を含む。）及び卸売事業者（量販店、百貨店、スーパーマーケットなどにテナントとして出店しているものを含む。）（以下「販売店」という。）のうち、県産品の購入・利活用を進めている販売店とする。

米・野菜・果物・畳（畳表）・花きなど農産物、弁当類、生菓子、アイスクリーム類、乳製品など、食肉製品、木材、魚・海産物、魚肉ねり製品、冷凍食品、酒類、豆腐類、納豆、めん類、そうざい及びその他加工食品を販売する店舗で、食品の製造のみを行う店舗は対象となりません。

＜飲食店＞

県内に所在する旅館、ホテル及び飲食店（以下「飲食店」という。）のうち、県産品の購入・利活用を進めている飲食店とする。

食品衛生法の飲食店営業の許可を受けている店舗とし、一般食堂、料理店、旅館、仕出し屋、弁当店、レストランなど食品を調理して利用客に飲食させる店舗（キャバレーなどを除く。）をいいます。

第3 応募の基準

地産地消の趣旨に賛同し、次の5つの基準を満たす販売店及び飲食店（移動して販売する移動式の店舗は除く。）は、熊本県（以下「県」という。）に、応募することができる。

＜応募基準＞

- 1 県民に県産品の良さをPRしており、その情報を県ホームページ地産地消サイト（以下「サイト」という。）に提供できること。

地産地消協力店は、店舗からサイトのトップページに設ける「協力店ニュース」にイベントなどの情報が入力でき、県民に対して直接情報発信できます。

- 2 くまもと食・農ネットワークの会員がいること。(応募時に申し込み可能)

くまもと食・農ネットワークは個人加入となります。したがって、応募時に、販売店又は飲食店を代表する立場にある者若しくは販売又は飲食部門の責任者など会員登録の申込を行っていただく必要があります。

* くまもと食・農ネットワークは、「地産地消」を県民的な取り組みとするため設立された組織です。

- 3 県産品の購入・利用促進に向けて、店舗独自の自主的な取り組みができること。

具体的な取り組みとしては、「第5 地産地消協力店へのお願い」に掲げる例示を参照してください。

- 4 熊本県地産地消協力店を表示するのぼり等の広報ツールを支障がない限り、利用客が容易に目に付く場所に掲示できること。

- 5 販売店は適正な食品表示・産地表示など食の安全・安心等に、飲食店は衛生・栄養に配慮した料理の提供などに努めていること。

関係する法令に違反した場合などは、第11の規定に基づき処理します。この場合、サイトへの掲載を一定期間中止するなど事務局が必要と考える措置を断りなく行います。

第4 地産地消協力店の県民に対するPR

地産地消協力店は、県民に対して県産品の利活用を進めていることを次の方法によりPRできる。

(1) サイトを活用したPR

<共通>

- ① 店舗名、所在地、連絡先、店舗の画像などの掲載
- ② 店舗のホームページをリンク
- ③ 「店舗の紹介」「地産地消に対するPR（セールスポイント）」の掲載
- ④ 「イベント情報」「取組事例」の掲載
- ⑤ 「イベント情報」などはサイトのトップページの協力店ニュースで紹介
- ⑥ 本部への情報提供（寄稿）によるサイトのメールマガジンなどへの掲載

<販売店>

- ⑦ 旬の情報として、県産品の「おすすめ商品・売れ筋商品の紹介」「入荷・販売状況などのお知らせ」の掲載

<飲食店>

- ⑦ 「おすすめのオリジナル料理」「おすすめの伝統料理・郷土料理」「売れ筋メニュー」「積極的に使用している県産品」の掲載

- ・ 「オリジナル料理」とは、年間又は旬に応じて、地域の特産品などの県産品を使用したメニュー（単品を含む。）をいいます。
- ・ 「伝統料理・郷土料理」とは、県産品を使用した伝統料理、郷土料理やこれらアレンジしたメニューをいいます。

- (2) 広報ツールの掲示によるPR

のぼり等の広報ツールは、地産地消協力店のみ使用できます。

- (3) 県が行う協力店の普及宣伝活動

- ・ 協力店紹介リーフレットなどの作成
- ・ 県が行う地産地消推進キャンペーン等にてイベント情報などを総合的にPR
- ・ 区別化でき、熊本の県産品としてPRできるものは、観光団体などと連携し情報発信
- ・ 地産地消協力店の認知度が向上すると考えられる他の事業（健康づくり応援店など）と共同した情報発信

第5 地産地消協力店へのお願い

地産地消協力店指定後は、店舗の状況に応じて、県民が県産品を購入・利用促進しやすいように次の自主的な活動に努めてください。

- (1) 県民に県産品の良さをPR
(2) 県産品の購入・利用促進に向けた店舗独自の取り組み

県産品の購入・利用促進に向けて、次の例に示すような活動にご協力ください。

<販売店の取り組み例示>

- ・ 県民への県産品の旬や食べ方などの情報提供
- ・ 県民からの県産品に関する相談対応
- ・ 県産品を使用した料理レシピの掲示、配布など
- ・ 通常の陳列とは別に、地産地消推進キャンペーン等において、県産品のみの販売コーナーを設置し、一目で県産品販売コーナーと分かるような表示を行うこと
- ・ 県産品販売において、できる限り生産者名などの表示
- ・ 県産品の売れ行きなどの情報収集を行い、県民へ情報提供
- ・ 県産品試食会、県産品フェアなどの開催
- ・ 県が行う地産地消の推進に関する取り組みと連携したイベント開催

< 飲食店の取組み例示 >

- ・ 年間又は旬に応じて、地域の特産品などの県産品を使用したメニュー（単品を含む。）の提供
- ・ 県産品を使用した伝統料理、郷土料理やこれらをアレンジしたメニューの提供
- ・ 県産品を使用した新しいメニューの開発・提供
- ・ 県産品を使用した食のフェスタなどの開催
- ・ 県が行う地産地消の推進に関する取り組みと連携したイベント開催

（注）期間限定の取組みでも構いません。

例）〇〇の日に提供する「◇◇メニュー」 など

第6 応募方法

- 1 地産地消協力店の指定を受けようとする販売店又は飲食店は、別記様式1の地産地消協力店指定申請書を熊本県農林水産部流通アグリビジネス課へ郵送、電子メール又は持参により提出するものとする。

- ・ 応募には、申請書のほか、添付書類として、別紙1（販売店用）、別紙2（飲食店用）（店舗ごとに記入）、別紙3（共同申請用）、店舗や店内、商品（料理）などの写真が2枚程度必要です。
- ・ 同一店舗で、販売店及び飲食店の両方を申請する場合は、別紙1及び別紙2の両方を提出する必要があります。

- 2 前項の規定により提出する店舗などの写真は、できる限りJPEG、GIF（Windowsパソコンで開けることができるもの。）で処理し、郵送又は持参のときは、できる限りCD-ROMで提出するものとする。

第7 応募期間

地産地消協力店の応募は、随時受け付けるものとする。

第8 審査・指定

県は、申請の内容を確認し、応募基準を満たすときは地産地消協力店として指定し、申請した販売店又は飲食店に通知するものとする。

第9 指定に当たっての承諾

地産地消協力店は、県が指定したときに次の事項を承諾したものとみなす。

- (1) 申請書記載の内容を、サイトで紹介すること。
- (2) 地産地消協力店がサイトに入力した情報（以下「提供情報」という。）を、県が活用し、メールマガジンなどにより情報発信すること。
- (3) 県などが実施する調査に協力すること。

第 10 指定期間

地産地消協力店の指定期間は、指定の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

第 11 申請内容の変更及び指定の辞退

- 1 地産地消協力店は、申請した内容に変更が生じた場合は、当該内容の変更の届出を行うものとする。ただし、市町村の廃置分合が行われたときは、地産地消協力店からの届出がない場合にあっても、県はサイトの内容を変更することができる。
- 2 地産地消協力店は、指定の辞退を行う場合又は応募基準に合致しなくなった場合は、指定辞退の届出を行うものとする。
- 3 前 2 項に規定する内容変更及び指定辞退の届出は、別記様式 2 の地産地消協力店内容変更・指定辞退届出書を、県へ提出するものとする。ただし、県が行う調査により、内容の変更及び応募基準に合致しないことが確認された場合は、届出があったものとみなす。

第 12 情報管理等

- 1 提供情報の管理は、全て地産地消協力店の責任に基づき行うこととし、県が保証を行うものではない。
- 2 第三者が提供情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と地産地消協力店との間で解決するものとし、県は一切の関与及び責任を負うことはできない。

附 則

この要項は、平成 20 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。